

令和5年度第3回広島県感染症対策連携協議会議事要旨

1 名称

令和5年度第3回広島県感染症対策連携協議会

2 開催日時

令和6年1月11日（木） 18時～19時

3 開催場所

広島県広島市南区皆実町一丁目 6-29

広島県保健環境センター 2階 会議室

4 出席者

令和5年度第3回広島県感染症対策連携協議会 出席者名簿のとおり

5 議題

別紙次第のとおり

6 公開・非公開の別

公開

7 配布資料

- ・ 次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 資料1 広島県感染症予防計画（素案概要版）
- ・ 資料2 広島県感染症予防計画（素案）
- ・ 資料3 広島市感染症予防計画（素案）
- ・ 資料4 呉市感染症予防計画（素案）
- ・ 資料5 福山市感染症予防計画（素案）
- ・ 資料6 第2回連携協議会での意見への対応一覧表
- ・ 資料7 流行初期医療確保措置の基準について（案）
- ・ 資料8 新興感染症発生・まん延時の医療人材派遣について
- ・ 資料9 医療措置協定・検査等措置協定の調査結果等について
- ・ 資料10 公的医療機関等に対する医療提供通知について
- ・ 資料11 今後のスケジュール

8 各出席者の発言の要旨

桑原副会長のあいさつにより開会

(1) 広島県及び保健所設置市の感染症予防計画（素案）について

資料1 広島県感染症予防計画素案の概要について

[事務局]

○第2回広島県感染症対策連携協議会（書面開催）について

書面開催にて行った第2回広島県感染症対策連携協議会でいただいたご意見・ご指摘については、本日協議する県及び保健所設置市の素案の内容に反映させている。なお、文章構成の変更や、新規の取組事項の追加等の大幅な修正については行っていない。

○「1 趣旨等」について

変更点なし。

○「2 次期計画の概要」(1～2p)について

(1) 基本理念→変更点なし

(2) 目指す姿→変更点なし

(3) 施策体系

→大幅な変更はないが、施策の柱の「感染症患者等への対応等」や、主な具体的取組「外出自粛対象者の療養生活の環境整備」については、新たに項目立てをして記載をしている。(素案にはすでに記載有)

○主な取組と成果指標について (3p以降)

施策「正しい知識の普及啓発」

→成果指標：HPV（ヒトパピローマウイルス）ワクチンの2回目の実施率

書面開催時の素案では1回目の実施率を指標にしていたが、接種完了者の割合を指標にした方がより実態に近いものになるのではというご意見があったため、2回目の実施率を目標値として設定している。なお、今年度より9価ワクチンの定期接種が開始となっており、満15歳までに1回目の接種を行うと、計2回の接種で完了となり、今後はそのワクチンの接種の増加が見込まれることから、3回目の実施率でなく2回目の実施を指標に設定している。なお、平成21年の薬事承認後、最も高い実施率が約70%であったことから、まずはその値を目指すということで目標値を70%に設定している。

※そのほかの施策については変更点なし

資料2 広島県感染症予防計画（素案）について

[事務局]

○素案本文の修正箇所等について

① 資料6通し番号3

広島県薬剤師会の竹本委員から、「『自宅療養者等に対する医療提供体制の構築の現状及び課題』に、薬局に関する記載を追加してほしい」というご意見

→薬局のみを特出ししての記載ではないが、一段落目に訪問看護事業所に関する記載と併せて追記する形で、「電話・オンライン診療、往診、医薬品対応や訪問看護等の医療提供体制の確保に時間を要しました」と記載を修正した。

② 資料6通し番号6

広島市消防局の勝田委員から、「県素案の46ページ移送体制に関する記載について、移送と搬送の区別をせずに混在した形で記載されている」というご意見

→保健所等が主体となって患者を運ぶ場合は移送、消防機関等が運ぶ場合は搬送として使い分けをした形で記載を修正。(広島市消防局へ確認済み)

③ 資料6通し番号9番

広島県立総合技術研究所保健環境センターの波谷委員から、「計画内の数値目標の設定において新興感染症の『流行初期』の定義が、『1か月以内』や『3ヶ月以内』など混在している」というご意見

→国の基本指針で数値目標ごとに流行初期の定義が定められており、それに合わせた形で本県の数値目標を設定しているため、数値目標ごとに「流行初期」の定義が異なっている。

④ 資料6通し番号28

広島市医師会の大橋委員からの「薬剤不足や、検査キットの不足に対する策の追加を要望する」というご意見

→薬剤不足及び検査キットの不足等は現在も医療現場での課題として残っているため、引き続き国に対して要望していくことで対応していく予定。

⑤ 資料6通し番号30

→舟入市民病院の高蓋委員からの「感染症予防計画はあくまで新型コロナの実績をもとに目標値等を定めたものになっているため、次の新興感染症の発生によってより厳しい対応が求められることを想定した体制づくりが必要ではないか」というご意見

→こちらについては当方でも認識をしているところで、感染症予防計画とは別に感染力などレベル別の対応が示された指針のようなものを策定する必要があるといった意見が出ている。本協議会等でもご意見をいただきながら、準備を進めていけたらと考えている。

○補足説明

- ・この場で説明していないご意見・ご指摘への対応については、資料6に記載。
- ・素案への反映が難しいものや、今後の検討事項とさせていただいたものもあるため、そちらについてはご了承いただきたい。

資料3 広島市感染症予防計画（素案）について

（資料6に記載しているものをピックアップして説明）

[広島市]

広島市の予防計画については、基本的に広島県の予防計画に沿った形で作成をしているため、目標値の数字等は異なるが、大枠についての内容はほぼ同じとなっている。

○素案本文の修正箇所等について

① 資料6 通し番号 29

広島市医師会の大橋委員から、「昨今の薬剤不足や、検査キットの不足に対しての施策の追加を要望したい」というご意見

→引き続き県と連携し、国に対して要望していくことで対応する予定

② 資料6 通し番号 31

舟入市民病院の高蓋委員から「新興感染症が発生した場合、県と市のどちらがリーダーシップを取るのか」というご指摘

→今回改正された感染症法に、総合調整や指示権限、医療提供体制については都道府県が一義的に実施する方針が明記されているため、県のリーダーシップのもと、各感染症に対して適切に連携をして対応していきたいと考えている。

資料4 呉市感染症予防計画（素案）について

[呉市]

呉市の予防計画についても、広島県の予防計画に沿って作成しているため、大枠に変更はない。第2回広島県感染症対策連携協議会でいただいたご意見等については、ほぼその通りに予防計画へ反映させた。詳しくは資料6をご確認いただきたい。

資料5 福山市感染症予防計画（素案）について

[福山市]

福山市の予防計画についても、広島県の予防計画に沿って作成しているため、大枠に変更はない。第2回広島県感染症対策連携協議会でいただいたご意見等については、ほぼその通りに予防計画へ反映させた。詳しくは資料6をご確認いただきたい。

ご意見等

[大毛会長]

HPV ワクチンの接種の目標値も出ているが、制度的に今年の夏までに1回目を打たないと、来年の3月末までに間に合わないのので、半年ぐらいで、接種可能な方への接種進めていかなければならないかと思う。

（2）流行初期医療確保措置の基準について

資料7 流行初期医療確保措置の基準について（案）

[事務局]

○1 趣旨

改正感染症法令和6年4月1日に施行されることに伴い、改正後の感染症法に基づき、広島県における流行初期医療確保措置の基準を定めるものとなる。

○2 流行初期医療確保措置について

入院及び発熱外来の対応にかかる措置であり、新型インフルエンザ等感染症等の流行初期から、国が示した基準を参酌して、都道府県知事が定める基準を満たした医療機関に対して、全額公費・保険料で減収補填を実施する。

○3 広島県が設定する基準

国の基準を参酌しつつ、各医療機関に対して行った事前調査の結果も踏まえて、感染症予防計画で掲げている確保病床数や発熱外来対応医療機関数を確保するため、幅広い医療機関で対応することを念頭に置き、次のような基準を定める。

資料8の下線部が国参酌基準からの変更点となっている。入院については7日以内という国の参酌基準を参酌して14日以内、ただし※1にある通り、対応可能な医療機関から順次対応を行う。病床数・診療人数については、入院については総病少数の4%以上とする。ただし※2にある通り、重症者や妊産婦等、特に配慮を要する患者の受け入れが可能な医療機関は確保病床数によらず、基準を満たすものにすることを検討している。発熱外来については、陽性から対応までの期間は国の基準通り7日以内、病床数・診療人数については、病院は診療人数が10人以上、診療所は5人以上としたいと考えている。ただし、※3にある通り、国から示されたQ&Aに基づき、「感染症の初期から地域の医療提供体制を機動的に立ち上げるため、全額公費で収益を補填する」という性格上、地域住民を幅広く診療・入院受け入れを行うことを前提としている。

○4 広島県感染症対策連携協議会部会での検討状況

令和5年10月4日に医療提供体制部会において、流行初期医療確保措置の基準について意見を募ったところ、おおむね理解が得られたと認識している。

ご意見等

[井藤委員]

広島県が設定する病床数の基準として「総病床数の4%」とあるが、1床～199床の医療機関というのは診療所も含めているのか？

[大毛会長]

1床～199床の医療機関の基準が4床というのは微妙ではないか。

[事務局]

20床以下の有床診療所も含めている。

[桑原副会長]

1床しかない医療機関へ4床という基準を課すといのはいかがなものか。「199床以下」という記載にしておけば文言的には問題ないのではないか。

(3) 新興感染症発生・まん延時の医療人材派遣について

資料8 新興感染症発生・まん延時の医療人材派遣について (案)

[事務局]

○背景・経緯

令和元年以前に新型インフルエンザ等の感染症が発生した場合は、感染拡大防止を目的とした医療支援を行うため、広島県感染症医療支援チームを組織していた。

令和2年～令和5年のコロナ対応を実施した期間については、社会福祉施設や医療機関においてコロナ関連のクラスターが発生したことを踏まえ、令和2年4月以降、広島県感染症医療支援チームを派遣して、感染防止対策等の指導を行った。令和2年12月（第3波の時期）に急激な感染拡大が起これ、クラスターの多発等や重症者数の増加により救急搬送体制のひっ迫などの問題が発生し、クラスター対応体制の強化を行うために、以下のような対応を行った。

- ① 広島県感染症医療支援チーム増員し、体制強化。
- ② 感染者の専門家や災害支援に関わる保健医療従事者で構成される、広島県感染症協働支援チームを組織し、クラスターが発生した高齢者施設等に対して業務継続支援を実施
- ③ 広島県医療福祉クラスター対応班調整会議を組織し、関係者と素早い情報共有

この度の感染症法の改正に伴い、病床確保・発熱外来・医療人材の派遣などからなる医療措置協定の締結の仕組みが法定化された。また、医療法の改正により新興感染症発生・まん延時のDMAT(災害派遣医療チーム)、DPAT(災害派遣精神医療チーム)、災害支援ナースの派遣が法定化された。

これにより、新型コロナにおいて派遣を行った実績のある、広島県感染者医療支援チーム・広島県感染症協働支援チームの派遣をベースとして、新興感染症発生・まん延時の医療人材派遣を整理する。

○コロナ対応における派遣の流れ(医療機関)

「資料8 新興感染症発生・まん延時の医療人材派遣について」3ページの通り。

○コロナ対応における派遣の流れ(社会福祉施設)

「資料8 新興感染症発生・まん延時の医療人材派遣について」4ページの通り。

ほぼ医療機関のスキームと同じものになっているが、患者への感染症医療の提供が必要な場合に、施設連携医や往診可能医療機関へ派遣要請を行う流れを追加している。

○医療支援チーム及び協働支援チームの見直しについて

① 医療支援チームについて

- ・法改正に伴い、対象感染症に新感染症を追加。
- ・医療機関・高齢者施設・避難所において、新興感染症以外の感染拡大に対する支援ニーズも一定程度考えられるため対象感染症に3～5類の感染症を追加。
- ・医療機関等に対して外来入院診療の実施を明確化
- ・災害時における避難所に対する統一的な役割、指導の実施を行えるように、業務内容に避難所に対する感染防止対策の指導を追加

② 協働支援チームについて

- ・法改正に伴い、新興感染症に対応できるように対象感染症を整理
- ・法改正に伴い、構成員の見直しを実施(主に、今回医療法で規定された災害・感染症医療業務従事者(DMAT、DPAT、災害支援ナース)を想定)
※協働支援チームの中で、保健所や医療支援チームとこれまで連携して対応を行ってきた経緯があり、これについては従前どおり連携しながら対応していく

○新規追加となる職種(DPAT)の業務内容等について

新型コロナ対応では、精神症状を有する患者への対応として、保健所や、広島県立総合精神保健福祉センター、広島市精神保健福祉センターとそれぞれ連携して対応を行った。特に新型コロナではクラスターが発生した医療機関や社会福祉施設が増加し、そこに従事する職員に対してメンタル面での支援が多数発生した。

今回、医療法や感染症法が改正されたことに伴い、保健所、広島県・広島市精神保健福祉センターでの対応が困難になった場合に備えて、DPATの派遣について支援体制の構築を行う。

DPATに関しては、クラスター発生施設に勤務する職員(陰性)への支援(主にストレスを抱えた医療機関・社会福祉施設職員へのオンラインでの傾聴・助言を想定)をお願いしたい。立場的には、広島県や広島市精神保健福祉センターのバックアップ的な立ち位置として考えている。

○今後の派遣の流れ(医療機関)(案)

- ・感染症患者への医療提供が必要な場合について、今回の法改正で医療支援チームの派遣ができるようになった。

・医療人材不足（看護師）の場合について、今回の法改正で災害支援ナースという枠組みが作られたため、広島県看護協会の方に派遣要請を行う。

・職員に対するメンタルヘルスケアについては、まず保健所から広島県・広島市の精神保健センターへ派遣を要請し、そこで対応が追い付かない場合は、医療調整本部の方から DPAT の派遣医療機関に対応要請を行う。

○今後の派遣の流れ（社会福祉施設）（案）

・医療機関への派遣と殆ど同じスキームを想定。

・感染症患者への医療提供については、施設連携医や協定締結医療機関へ派遣要請を行う旨を記載している。

ご意見等

[大毛会長]

今回の新型コロナウイルスへの対応時は、感染管理認定看護師を中心とした医療支援がかなり上手くいった。ただ、DPAT や災害支援ナースのように、それぞれの団体が独自に動いていたものが、今回の感染症法の改正で初めてはっきりとした形で記述できるようになった。それに沿ってこのような案を作成している。

資料9 医療措置協定・検査措置協定の調査結果等について

[事務局]

今年度の7～11月の期間に実施した事前調査の結果、協定締結の意向があるとご回答いただいた医療機関、検査機関、宿泊施設に対して、今後締結に向けた依頼等を行っていく予定。なお、充足率については、100%を超える部分は100%として表示している。

協定締結に関する今後のスケジュールについては、1月中旬以降、関係団体の方々への結果の報告や、医療機関に対する個別説明会の実施を想定している。2月上旬ごろに各医療機関等へ順次協定書の確認依頼を行い、3月に県庁内での庁内決裁等を行い、4月に公表ができる状態を目指す。協定書の内容については現在調整中だが、国が示したひな形をベースとして、医療措置の内容、个人防护具の備蓄などを規定していく予定。

ご意見等

[井藤員]

第1回協議会で見たスケジュールには、1月にパブリックコメントがあったと思うが変更になったのか。

[事務局]

第1回連携協議会でお示したスケジュールは予防計画に関するものであり、協定締結については予防計画と別のスケジュールで進行する予定。

資料 10 公的医療機関等に対する医療提供通知について

[事務局]

○ 1 趣旨

改正感染症法が令和 6 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、改正感染症法第 36 条の 2 に基づき、公的医療機関に対して通知を行う。

○ 2 通知の趣旨

都道府県知事は、公的医療機関等の管理者に対して、新型インフルエンザ等感染症等の公表期間においてその医療機関が講ずべき医療措置を通知する。また、通知を受けた公的医療機関等は、感染症発生・まん延時に通知に基づく措置を講じなければならないと規定されている。

○ 3 対象医療機関

改正感染症法 36 条の 2 第 1 項の規定に基づき、医療機関（病院・診療所・訪問看護事業所・薬局）が対象となる。ただし、現在県内には対象となる薬局は存在しないと認識している。具体的な対象については以下の通り。

- ・ 医療法第 7 条の 2 第 1 項各号に掲げる者が開設する医療機関
→ 都道府県、市町村、日本赤十字社、済生会、農業協同組合連合会、共済組合、健康保険組合、地方独立行政法人等
- ・ 独立行政法人国立病院機構、独立行政法人労働者健康安全機構が開設する医療機関
- ・ 地域医療支援病院及び特定機能病院
- ※ 厚労省が示した QA に基づき、地域住民に対する診療が想定されない診療所（事業所内診療所、行政機関、保健所等を想定）については感染症対応が想定されないため、今回の通知の対象外として整理する。

○ 4 通知内容

法律に基づき、「医療措置、措置に要する費用の負担、有効期間、通知した措置を講じていないと認められる場合の措置、実施状況の報告、平時における準備」の事項を通知する。
※ 医療措置については医療措置協定の内容を通知するような形で想定している。

○ 5 通知時期

医療措置協定について、広島県では 4 月 1 日の法施行に合わせ締結を想定し、その締結に合わせ通知していきたいと考えている。

資料 11 今後のスケジュール

[事務局]

今後の予定としては、1月19日（金）に議会へ素案を提出して説明を行い、この日からパブリックコメントを開始する。パブリックコメントについては令和6年2月19日（月）まで約1か月程度実施する。その後、パブリックコメントで上がってきた意見等を素案へ反映させ、3月上旬～中旬ごろに4回目の連携協議会を開催し、最終的な素案を皆様にご確認をいただく予定。なお4回目の連携協議会では素案の確認と合わせて令和6年度の協議会運営についても協議をさせていただく。なお、最終的に議会に素案を報告するのは、4月にずれ込む想定。

保健医療計画のスケジュールについては、感染症予防計画と同様に1月中にパブリックコメントを実施し、1か月程度意見の公募を行った後、令和6年3月14日（木）開催予定の保健医療計画部会にて、最終的な素案を皆様にご確認いただく予定。

ご意見等

[井藤委員]

パブリックコメントではどのように意見を求めるのか？

[事務局]

広島県のホームページに素案や素案概要を掲載したり、保健所に素案を配架し県民へ直接ご確認いただいたりすることを考えている。

連絡事項等

[事務局]

令和6年3月に第4回の連携協議会の開催を予定している。詳細については、後日協議会員の皆様へご連絡させていただく予定。

広島県健康福祉局 増井委員のあいさつで閉会